

マリーナ施設の指定管理者の募集について

1 要旨・目的
広島地域マリーナ施設及び福山地域マリーナ施設の指定管理者の指定期間が令和8年3月で満了となることから、次のとおり次期の指定管理者の募集をそれぞれ開始する。

2 施設の概要

施設の総称	施設名称	所在地	設置目的	収容可能 隻数
広島地域 マリーナ施設	廿日市ボートパーク	廿日市市 木材港北	広島湾地域におけるプ レジャーボートの係留保 管の秩序を確立し、海洋 性レクリエーションの健 全な発展や海洋性レクリ エーションと漁業との共 存を図る。	575 隻
	坂プレジャー ボートスポット	坂町平成ケ浜		24 隻
	五日市漁港 フィッシャリーナ	広島市佐伯区 海老園		703 隻
	計			1,302 隻
福山地域 マリーナ施設	ボートパーク福山	福山市新涯町 二丁目	福山港地域及び尾道糸 崎港地域におけるプレジ ャーボートの係留保管の 秩序を確立し、海洋性レ クリエーションの健全な 発展を図る。	442 隻
	柳津プレジャー ボートスポット	福山市柳津町		51 隻
	計			493 隻

3 指定管理者の募集・選定手続等

指定期間	令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）
県納付下限額（※）	広島地域：87,000 千円/年（令和8～17年度）【利用料金制】 福山地域：14,000 千円/年（令和8～17年度）【利用料金制】
募集要項の配布期間	令和7年7月18日（金）午後3時から令和7年9月22日（月）まで
申請の受付期間	令和7年9月8日（月）から令和7年9月22日（月）まで
指定管理者の候補者の選定方法及び基準	広島県指定管理者選定委員会土木建築局広島地域マリーナ等施設部会及び福山地域マリーナ等施設部会において、次の基準により審査し、総合点数で評価の上、候補者を選定する。 ア 利用者のサービスの向上・確保 イ 利用促進、新たなイベント提案 ウ 維持管理水準の妥当性 エ 申請者の経営状況・信頼性 オ 申請者の取組姿勢 カ 申請提案額（県への納付提案額） キ 申請提案額の実現性 ※ 基準ごとの配点は、施設の性質等に応じて、その都度決定することとされており、利用者サービスの向上、入艇率向上の実施を担保するため、ア及びイの配点を特に高く設定する。
選定結果の通知	令和7年11月中旬～下旬（指定議決は12月定例会を予定）

（※） 利用料が管理費用を上回ることから、指定管理者が徴収した利用料のうち県へ納付する額の下限額